ACSES ニュースレター_２００５号（2020 年 12 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

□ スポーツにおけるドーピングの防止
◇スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令（文部科学省令第 43 号）〈官報〉
◇スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（外務省告示第 501、502 号）〈官報〉

シクラメン

****

□ *スポーツにおけるドーピングの防止*

◇スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令（文部科学省令第 43 号）

［官報］ 令和 2 年 12 月 25 日　号外　第 275 号　3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00275/20201225g002750003f.html

〇文部科学省令第 43 号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

改　正　後	改　正　前
（禁止物質） **第二条**　法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書Ⅰ二千二十一年の禁止表（二千二十一年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。 （国際規約に違反する行為） **第三条**　法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千二十一年一月一日発効）から抜粋）に定める治療目的使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。	（禁止物質） **第二条**　法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書Ⅰ二千二十年の禁止表（二千二十年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。 （国際規約に違反する行為） **第三条**　法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千十九年一月一日発効）から抜粋）に定める治療目的使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

◇スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（外務省告示第501、502号）

［官報］　令和2年12月25日　号外　第275号　90～100頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00275/20201225g002750090f.html

○外務省告示第501号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ｉは、同規約第三十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により令和三年一月一日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Ｉは、次のとおりである。（令和二年十月一日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

令和2年12月25日　　外務大臣　　茂木　敏充

附属書Ｉ　二千二十一年の禁止表（二千二十一年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）

S0　承認されていない物質

常に禁止される物質（競技会検査及び競技会外検査）

このS0に規定する禁止される物質は、全て特定物質とする。

この禁止表において取り扱わない薬理学的な物質であって、規制を行う政府の保健当局が人の治療目的使用について現在承認していないもの(例えば､前臨床的な開発若しくは臨床的な開発が行われている薬物又は開発が中断された薬物、デザイナー・ドラッグ及び動物への使用のみが承認された物質)は、常に禁止する。

S1　たんぱく同化剤

常に禁止される物質(競技会検査及び競技会外検査)

このS1に規定する禁止される物質は、全て不特定物質とする。

たんぱく同化剤は、禁止する。

１　たんぱく同化男性化ステロイド剤(AAS)

外図的に投与した場合には、少なくとも次のものを含む。

１－アンドロステンジオール(５アルファアンドロスタ－１－エン－３－ベータ・17－ベータジオール)
１－アンドロステンジオン(５アルファアンドロスタ－１－エン－３・17－ジオン)
１－アンドロステロン(３アルファヒドロキシ－５アルファアンドロスタ－１－エン－17－オン)
１－エピアンドロステロン(３ベータヒドロキシ－５アルファアンドロスタ－１－エン－17－オン)
１－テストステロン(17ベータヒドロキシ－５アルファアンドロスタ－１－エン－３－オン)
４－アンドロステンジオール(アンドロスタ－４－エン－３－ベータ・17－ベータジオール)
４－ヒドロキシテストステロン(４・17－ベータジヒドロキシアンドロスタ－４－エン－３－オン)
５－アンドロステンジオン(アンドロスタ－５－エン－３・17－ジオン)
７－アルファヒドロキシ－DHEA
７－ベータヒドロキシ－DHEA
７－ケト－DHEA
19－ノルアンドロステンジオール(エストラ－４－エン－３・17－ジオール)
19－ノルアンドロステンジオン(エストラ－４－エン－３・17－ジオン)
アンドロスタノロン(５アルファジヒドロテストステロン・17ベータ－ヒドロキシ－５アルファアンドロスタン－３－オン)
アンドロステンジオール(アンドロスタ－５－エン－３ベータ・17ベータ－ジオール)
アンドロステンジオン(アンドロスタ－４－エン－３・17－ジオン)
ボラステロン
ボルデノン
ボルジオン(アンドロスタ－１・４－ジエン－３・17－ジオン)

カルステロン
クロステボール
ダナゾール([１・２]オキサゾロ[４’・５’：２・３]プレグナ－４－エン－20－イン－17アルファ-オール)
デヒドロクロロメチルテストステロン(４－クロロ－17ベータ－ヒドロキシ－17アルファ－メチルアンドロスタ－１・４－ジエン－３－オン)
デスオキシメチルテストステロン(17アルファ－メチル－５－アルファ－アンドロスタ－２－エン－17ベータ－オール、17アルファ－メチル－５アルファ－アンドロスタ－３－エン－17ベータ－オール)
ドロスタノロン
エピアンドロステロン(３ベータ－ヒドロキシ－５アルファ－アンドロスタン－17－オン)
エピジヒドロテストステロン(17ベータ－ヒドロキシ－５ベータ－アンドロスタン－３－オン)
エピテストステロン
エチルエストレノール(19－ノルプレグナ－４－エン－17アルファ－オール)
フルオキシメステロン
ホルメボロン
フラザボール(17アルファ－メチル[１・２・５]オキサジアゾロ[３’・４’：２・３] －５アルファ－アンドロスタン－17ベータ－オール)
ゲストリノン
メスタノロン
メステロロン
メタンジエノン(17ベータ－ヒドロキシ－17アルファ－メチルアンドロスタ－１－ジエン－３－オン)
メテノロン
メタンドリオール
メタステロン(17ベータ－ヒドロキシ－２アルファ・17アルファ－ジメチル－５アルファ－アンドロスタン－３－オン)
メチル－１－テストステロン(17ベータ－ヒドロキシ－17アルファ－メチル－５アルファ－アンドロスタ－１－エン－3－オン)
メチルクロステボール
メチルジエノロン(17ベータ－ヒドロキシ－17アルファ－メチルエストラ－４・９－ジエン－３－オン)
メチルノルテストステロン(17 ベータ－ヒドロキシ－17 アルファ－メチルエストラ－４－エン－３－オン)
メチルテストステロン
メトリボロン(メチルトリエノロン、17ベータ－ヒドロキシ－17アルファ－メチルエストラ－４・９・11－トリエン－３－オン)
ミボレロン
ナンドロロン(19－ノルテストステロン)
ノルボレトン
ノルクロステボール(４－クロロ－17ベータ－ヒドロキシエストラ－４－エン－３－オン)
ノルエタンドロロン
オキサボロン
オキサンドロロン
オキシメステロン
オキシメトロン
プラステロン(デヒドロエピアンドロステロン、DHEA、３ベータ－ヒドロキシ－アンドロスタ－５－エン－17－オン)
プロスタノゾール(17ベータ－[(テトラヒドロピラン－２－イル)オキシ]－１H’－ピラゾロ[３・４：２・

３]－５アルファ－アンドロスタン)
キンボロン
スタノゾロール
ステンボロン
テストステロン
テトラヒドロゲストリノン(17 ヒドロキシ－18ａ －ホモ－19－ノル－17 アルファ－プレグナ－４・９・11－トリエン－３－オン)
トレンボロン(17 ベータ－ヒドロキシエストラ－４・９・11－トリエン－３－オン)
類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質

２　他のたんぱく同化剤

他のたんぱく同化剤には、少なくとも次のものを含む。

クレンブテロール、選択的アンドロゲン受容体モジュレーター類[SARMS 例えば、アンダリン、LGD－4033(リガンドロール)、エノボサルム(オスタリン)、RAD－40]、チボロン、ゼラノール及びジルバテロール

Ｓ２　ペプチドホルモン、成長因子並びにそれらの関連物質及び擬似物質

常に禁止される物質(競技会検査及び競技会外検査)

この S2 に規定する禁止される物質は、全て不特定物質とする。

次の物質及び類似の化学的構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質は、禁止する。

１　エリスロポエチン(EPO)及び赤血球生成に影響を与える物質(少なくとも次のものを含む。)

1.1　エリスロポエチン受容体作用剤(例えば、ダルベポエチン(dEPO)、エリスロポエチン(EPO)、EPO の構造に基づいて作製された化合物[例えば、EPO－Fc、メトキシポリエチレングリコールエポエチンベータ(CERA)]、EPO 模倣ペプチド及びそれらの作製された化合物(例えば、CNTO－530、ペギネサタイド)

1.2　低酸素誘導因子(日 IF)活性化薬(例えば、コバルト、ダプロデユスタット(GSK1278863)、IOX2、モリデユスタット(BAY853934)、ロキサデユスタット(FG4592、パダデユスタット(AKB6548)、キセノン)

1.3　GATA 阻害薬(例えば、K－11706)

1.4　形質転換成長因子ベータ(TGF－ベータ)シグナル伝達阻害薬(例えば、ラスパテルセプト、ソタテルセプト)

1.5　内因性修復受容体作用剤(例えば、アシアロ EPO、カルパミル化 EPO(CEPO))

2　ペプチドホルモン及びそれらの放出因子類

2.1　男性について、絨毛性性腺刺激ホルモン(CG)及び黄体形成ホルモン(LH)並びにそれらの物質の放出因子(例えば、ブセレリン、デスロレリン、ゴナドレリン、ゴセレリン、リユープロレリン、ナファレリン、トリプトレリン)

2.2　コルチコトロビン類及びそれらの物質の放出因子(例えば、コルチコレリン)

2.3　成長ホルモン(GH)並びにその断片及び放出因子(少なくとも次のものを含む。)

成長ホルモン断片(例えば、AOD－九六０四、hGH－176191)

成長ホルモン放出ホルモン(GHRH)及びその類似体(例えば、CJC－1293、CJC－1295、セルモレリン、テサモレリン)

成長ホルモン分泌促進剤(GHS)(例えば、レノモレリン(グレリン)及びその擬似物質(例えば、アナモレリン、イパモレリン、マシモレリン、タ、ビモレリン))

成長ホルモン放出ペプチド(GHRPS)(例えば、アレキサモレリン、GHRP－１、GHRP－２(プラルモレリン)、GHRP－３、GHRP－４、GHRP－５、GHRP－６、エキサモレリン(ヘキサレリン))

3　成長因子及び成長因子モジユレーター類(少なくとも次のものを含む。)

線維芽細胞成長因子類(FGFS)
肝細胞成長因子(HGF)
インスリン様成長因子－１(IGF－１)及びその類似体
機械的成長因子類(MGFS)

血小板由来成長因子(PDGF)

チモシン－ベータ四及びその誘導因子(例えば、TB－500)

血管内皮細胞成長因子(VEGF)

筋、健若しくは靭帯のたんぱく質の合成若しくは分解、血管新生、エネルギーの利用、再生能力又は線維型の変換に作用する他の成長因子又は成長因子モジュレーター類

S3 ベータ二作用剤

常に禁止される物質(競技会検査及び競技会外検査)

このS3に規定する禁止される物質は、全て特定物質とする。

全ての選択的及び非選択的なベータ二作用剤(全ての光学異性体を含む。)は、禁止する(少なくとも次のものを含む。)。

アルホルモテロール、フエノテロール、ホルモテロール、ヒゲナミン、インダカテロール、レボサルブタモール(レバルブテロール)、オロダテロール、プロカテロール、レプロテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリン、トレトキノール(トリメトキノール)、ツロブテロール、ビランテロール

例外

吸入されるサルブタモール(分割投与で二十四時間に最大で千六百マイクログラム。量から開始しても十二時間に八百マイクログラムを超えないもの)

吸入されるホルモテロール(二十四時間に最大投与量が五十四マイクログラム)

吸入されるサルメテロール(二十四時間に最大で二百マイクログラム)

吸入されるビランテロール(二十四時間に最大で二十五マイクログラム)いかなる用

注釈

尿中一ミリリットルにつき、千ナノグラムを超えるサルブタモール又は四十ナノグラムを超えるホルモテロールの存在は、その物質の治療目的使用には当たらず、また、その異常な結果が前記の最大の量を限度とした治療目的の吸入による結果であることを管理された薬物動態試験において競技者が証明する場合を除くほか、違反の疑われる分析結果とみなす。

S4　ホルモン及び代謝モジユレーター類

常に禁止される物質(競技会検査及び競技会外検査)

S4.1及びS4.2に規定する禁止される物質は、特定物質とする。S4.3及びS4.4に規定する禁止される物質は、不特定物質とする。

次のホルモン及び代謝モジユレーター類は、禁止する。

1　アロマタ１ゼ阻害薬(少なくとも次のものを含む。)

２－アンドロステノール(５アルファ－アンドロスタ－２－エン－17－オール)

２－アンドロステノン(５アルファ－アンドロスタ－２－エン－17－オン)

３－アンドロステノール(５アルファ－アンドロスタ－３－エン－十七－オール)

３－アンドロステノン(５アルファ－アンドロスタ－３－エン－17－オン)

４－アンドロステン－３・６・17－トリオン(６－オキソ)

アミノグルテチミド

アナストロゾール

アンドロスタ－１・４・６－トリエン－３・17－ジオン(アンドロスタトリエンジオン)

アンドロスタ－３・５－ジエン－７・17－ジオン(アリミスタン)

エキセメスタン

ホルメスタン

レトロゾール

テストラクトン

2　抗エストロゲン物質(抗エストロゲン及び選択的エストロゲン受容体モジュレーター類(SERMS))(少なくとも次のものを含む。)

パゼドキシフェン
クロミフエン
シクロフエニル
フルベストラント
オスペミフエン
ラロキシフエン
タモキシフェン
トレミフェン

3　アクチビン受容体 EB の活性化を阻害する薬剤(少なくとも次のものを含む。)

アクチビン A 中和抗体
アクチビン受容体 EB 競合薬(デコイアクチビン受容体(ACEO‐121))
抗アクチビン受容体 EB 抗体(例えば、ビマグルマブ)
ミオスタチン阻害薬(ミオスタチン発現を減少又は除去する物質)
ミオスタチン結合たんぱく(例えば、フォリスタチン、ミオスタチンプロペプチド)ミオスタチン中和抗体(例えば、ドマグロズマブ、ランドグロズマブ、スタムルマブ)

4　代謝モジュレーター類

4.1　アデノシン一りん酸活性化たんぱく質キナ１ゼ(AMPK)活性化剤(例えば、AICAR、SR9009)及びペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ(PPAR デルタ)作用剤(例えば、２‐(２‐メチル‐４‐(４‐メチル‐２‐(４‐トリプルオロメチルフエニル)チアゾール‐５‐イル)メチルチオ)フエノキシ酢酸(GW1516、GW501516))

4.2　インスリン類及びインスリン様物質

4.3　メルドニウム

4.4　トリメタジジン

S5 利尿剤及び隠蔽剤

常に禁止される物質(競技会検査及び競技会外検査)

この S5 に規定する禁止される物質は全て特定物質とする。

次の利尿剤及び隠蔽剤(少なくとも次のものを含む。)は、類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質と同様に禁止する。

デスモプレシン、プロベネシド及び血柴増量剤(例えば、静脈内に投与するアルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルでん粉及びマンニトール)

アセタゾラミド、アミロライド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロノラクトン、チアジド類(例えば、ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド)、トリアムテレン及びパブタン類(例えば、トルパブタン)

例外

ドロスピレノン、パマブロム及び局所眼科使用される炭酸脱水酵素阻害薬(例えば、ドルゾラミド、プリンゾラミド)

歯科用の麻酔としてのフェリプレシンの局所への投与

注釈

閾値を限度とする使用を条件とする物質(ホルモテロール、サルブタモール、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン及びプソイドエフェドリン)が、常に又は該当する競技会において利尿剤又は隠蔽剤とともに競技者の検体から検知されることは、当該利尿剤又は隠蔽剤に関する治療使用特例に加え、当該物質に関する治療使用特例が当該競技者に承認されている場合を除くほか、その量にかかわらず、違反の疑われる分析結果とみなす。

禁止される方法

常に禁止される方法(競技会検査及び競技会外検査)

M１から M3 に規定する禁止される方法は、2・に規定する特定方法を除き、全て不特定方法とする。

M１血液及び血液成分の操作

次のことは、禁止する。

1　自己血、同種血若しくは異種血又は赤血球生成物(由来を問わない。)を、その量にかかわらず、循環器に投与し、又は再注入すること。

2　少なくとも次の物質の使用により、酸素の摂取、運搬又は到達を人為的に促進すること。ただし、吸入による補給のための酸素を除く。ペルフルオロ化合物、エフアプロキシラ１ル(RSR22)及び修飾ヘモグロビン生成物(例えば、ヘモグロビンに基づく血液代替物、ヘモグロビンのマイクロカプセル生成物)

3　物理的又は化学的な手段を用いた血液又は血液成分についての血管内の操作を行うこと(その形態を問わない。)。

M2　化学的及び物理的な操作

次のことは、禁止する。

1　ドーピング管理において採取された検体の信頼性及び有効性を変化させるため、当該検体を不当に改変すること又は不当な改変を企てること。このような改変には、少なくとも検体のすり替え及び混入(例えば、検体へのプロテアーゼの付加)を含む。

2　十二時間につき計百ミリリットルを超える静脈内への注入を行うこと(病院治療、外科的な処置又は臨床診断検査において正当に受けるものを除く。)。

M3 遺伝子及び細胞ドーピング

次のことは、スポーツの能力を強化する可能性があるため、禁止する。

１　何らかの仕組みによって、ゲノム配列又は遺伝子発現を変更し得る核酸又は核酸類似体を使用すること。当該使用には、遺伝子編集、遺伝子サイレンシング及び遺伝子導入の技術を含むが、これらに限定されない。

２　正常な又は遺伝子が改変された細胞を使用すること。

S6　興奮剤

競技会において禁止される物質

このS6に規定する禁止される物質は、%Aに規定する不特定物質を除き、全て特定物質とする。

このS6に規定する濫用物質は、コカイン及びメチレンジオキシメタンフフェタミン(MDMA又は「エクスタシー」)である。

全ての興奮剤(関連する場合には全ての光学異性体(例えば、d体、l体)を含む。)は、禁止する。

興奮剤には、次のものを含む。

A　不特定興奮剤

アドラフィニル
アンフエプラモン
アンプエタミン
アンフェタミニル
アミフェナゾール
ベンフルオレツクス
ベンジルピペラジン
ブロマンタン
クロベンゾレツクス
コカイン
クロブロパミド
クロテタミド
フエンカミン
フエネチリン
フェンフルラミン
フエンプロポレツクス

フォンツラセタム[４－フェニルピラセタム(カルフェドン)]
フルフエノレツクス
リスデキサンフエタミン
メフェノレックス
メフエンテルミン
メソカルブ
メタンフエタミン(d 体)
P－メチルアンプエタミン
モダフィニル
ノルフエンフルラミン
フエンジメトラジン
フェンテルミン
プレニラミン
プロリンタン

このAに明示的に規定されていない興奮剤は、特定物質である。

B　特定興奮剤(少なくとも次のものを含む。)

３－メチルヘキサン－２－アミン(１・２－ジメチルペンチルアミン)
４－メチルヘキサン－２－アミン(メチルヘキサンアミン)
４－メチルペンタン－２－アミン(１・３－ジメチルブチルアミン)
５－メチルヘキサン－２－アミン(１・４－ジメチルペンチルアミン)
ベンズフエタミン
カチン(注2)
カチノン及びその類似体(例えば、メフェドロン、メテドロン、アルファピロリジノパレロフェノン)
ジメタンフェタミン(ジメチルアンフェタミン)
エフェドリン(注3)
エビネプリン(注4)(アドレナリン)
エタミパン
エチルアンフエタミン
エチレフリン
ファンプロファゾン
フェンブトラザート
フェンカンファミン
ヘプタミノール
ヒドロキシアンプエタミン(パラヒドロキシアンプエタミン)
イソメテプテン
レブメタンフェタミン
メクロフエノキサート
メチレンジオキシメタンフェタミン
メチルエフェドリン(注3)
メチルフェニデート
ニケタミド
ノルフエネプリン
オクトドリン(１・５－ジメチルヘキシルアミン)
オクトパミン
オキシロプリン(メチルシネプリン)

ペモリン
ペンテトラゾール
フエネチルアミン及びその誘導体
フエンメトラジン
フエンプロメタミン
プロピルヘキセドリン
プソイドエフェドリン(注5)
セレギリン
シブトラミン
ストリキニーネ
テナフェタミン(メチレンジオキシアンフエタミン)
ツアミノヘブタン
類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質
例外
クロニジン
2021年の監視プログラム(注1) に掲げる皮膚、鼻又は眼に使用するイミダゾール誘導体(例えば、ブリモニジン、クロナゾリン、フエノキサゾリン、インダナゾリン、ナフアゾリン、オキシメタゾリン、キシロメタゾリン)及びその興奮剤
注1　ブプロピオン、カフェイン、ニコチン、フェニレプリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドール及びシネプリンは、2021年の監視プログラムに掲げる物質であり、禁止される物質とはみなさない。
注2　カチンは、尿中の濃度が１ミリリットルにつき５マイクログラムを超える場合には、禁止する。
注3　エフェドリン及びメチルエフェドリンは、それぞれの尿中の濃度が１ミリリットルにつき10マイクログラムを超える場合には、禁止する。
注4　エビネプリン(アドレナリン)は、局所(例えば、鼻、眼)への投与又は局所麻酔薬との併用は、禁止しない。
注5　プソイドエフェドリンは、尿中の濃度が１ミリリットルにつき150マイクログラムを超える場合には、禁止する。
S7 麻薬
競技会検査において禁止される物質
このS7に規定する禁止される物質は、全て特定物質とする。
このS7に規定する濫用物質は、ジアモルヒネ(ヘロイン)である。
次の麻薬(関連する場合には全ての光学異性体(例えばd体、１体)を含む。)は、禁止する。
ブプレノルフイン
デキストロモラミド
ジアモルヒネ(ヘロイン)
フエンタニル及びその誘導体
ヒドロモルフォン
メサドン
モルヒネ
ニコモルフイン
オキシコドン
オキシモルフォン
ペンタゾシン
ペチジン

S8 カンナビノイド

競技会検査において禁止される物質

このS8 に規定する禁止される物質は、全て特定物質とする。

このS8 に規定する濫用物質は、テトラヒドロカンナビロール(THC) とする。

全ての天然及び合成のカンナビノイド(例えば、大麻由来物質(ハシシュ、マリファナ)及び大麻製品に含まれるもの、天然及び合成のテトラヒドロカンナビノール(TECS)、THCの効能を模倣した合成のカンナビノイド)は、禁止する。

例外

カンナビジオール

S9 糖質コルチコイド

競技会検査において禁止される物質

このS9 に規定する禁止される物質は、人王て特定物質とする。

全ての糖質コルチコイドは、経口使用、静脈内投与、筋肉内投与又は経直腸使用の場合には、禁止する(少なくとも次のものを含む。)。

ベクロメタゾン
ベタメタゾン
ブデソニド
シクレソニド
コルチゾン
デプラザコート
デキサメタゾン
フルコルトロン(フルオコルトロン)
フルニソニド
フルチカゾン
ヒドロコルチゾン
メチルプレドニゾロン
モメタゾン
プレドニゾロン
プレドニゾン
トリアムシノロンアセトニド

P1 ベータ遮断剤

特定スポーツにおける禁止される物質

このP1 に規定する禁止される物質は、全て特定物質とする。

ベータ遮断剤は、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。別段の定めがある場合には競技会外においても、禁止する。

アーチェリー(世界アーチェリー連盟)(注)
自動車(国際自動車連盟)
ビリヤード(全種目)(世界ビリヤード・スポーツ連合)
ダーツ(世界ダーツ連盟)
ゴルフ(国際ゴルフ連盟)
射撃(国際射撃連盟、国際パラリンピック委員会)(注)
スキー及びスノーボード(国際スキー連盟)(ジャンプ競技、フリースタイル(エアリアル及びハーフパイプ)及びスノーボード(ハーフパイプ及びビッグエアー))
水中スポーツ(世界水中連盟)(コンスタント・ウエイト・アブネア(足ひれを使用するもの又は使用しないもの)、ダイナミック・アプネア(足ひれを使用するもの又は使用しないもの)、フリー・イマージョン・アプネ

ア、ジャンプ・ブルー・アプネア、スピアフイツシング、スタティック・アプネア、水中ターゲット・シューテイング及びヴアリアブル・ウエイト・アプネア)

注　競技会外においても、禁止する。

ベータ遮断剤には、少なくとも次のものを含む。

アセブトロール
アルプレノロール
アテノロール
ベタキソロール
ビソプロロール
ブノロール
カルテオロール
カルベジロール
セリプロロール
エスモロール
ラベタロール
メチプラノロール
メトプロロール
ナドロール
ネビボロール
オクスプレノロール
ピンドロール
プロプラノロール
ソタロール
チモロール

****

○外務省告示第 502 号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅱは、同規約第三十四条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定により令和三年一月一日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Hは、次のとおりである。

(令和二年十月一日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡)

令和二年十二月二十五日外務大臣茂木敏充

附属書Ⅱ治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続(世界ドーピング防止機構(WADA) の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」(二千二十一年一月一日発効)から抜粋)

第二部　治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続

4.0　治療目的使用に係る除外措置の取得

4.1　禁止される物質又は禁止される方法を治療目的のために使用する必要のある競技者は、当該禁止される物質又は禁止される方法の所持又は使用に先立ち、4.2 の規定に基づいて治療目的使用に係る除外措置を申請し、及び得なければならない。

ただし、競技者は、次のいずれかの例外に該当する場合には、治療目的使用に係る除外措置を遡及して申請することができる(Jに規定する条件を引き続き満たさなければならない。)。

(a) 緊急の又は早急な疾患の治療が必要であった場合

(b) 検体の採取に先立ち、十分な時間若しくは機会がないこと又は他の例外的な事情によって当該競技者が治療目的使用に係る除外措置の申請を提出すること(又は治療目的使用に係る除外措置委員会が当該申請を検討すること)が妨げられた場合

(c) 特定のスポーツに対する圏内における優先順位の付与により、当該競技者の国内のドーピング防止機関が、当該競技者に対し、不遡及的な治療目的使用に係る除外措置(引の規定に関する注釈参照)を申請することを許可しなかった場合又は求めなかった場合

(d) ドーピング防止機関が、国際水準の競技者又は国内水準の競技者でない競技者から検体を採取することを選択する場合であって、当該競技者が禁止される物質又は禁止される方法を治療目的のために使用しており、当該ドーピング防止機関は、当該競技者に対し、遡及的な治療目的使用に係る除外措置を申請することを許可しなければならない場合

(e) 競技者が、競技会においてのみ禁止される物質を治療目的のために競技会外において使用

4.1(c)、(d)及び(e)の規定に関する注釈検体の採取後に遡及的な治療目的使用に係る除外措置を申請する場合には、当該競技者は、治療の記録を準備し、及び4.2に規定する治療目的使用に係る条件を　満たすことを立証できるようにすることが強く望まれる。

4.1(e)例の規定に関する注釈この例の規定は、競技者が、競技会においてのみ禁止される物質を治療目的のために競技会外において使用するが、当該物質が競技会において当該競技者の体内に残るおそれがある状況に対処するよう努めるものである。ドーピング防止機関は、当該状況において、当該競技者に対し、遡及的な治療目的使用に係る除外措置を申請することを許可しなければならない(当該競技者が事前に申請していない場合。)。この例の規定は、また、ドーピング防止機関が、必要でない治療目的使用に係る除外措置の事前の申請を評価することを防止するよう努めるものである。

4.2　競技者は、蓋然性の均衡により次の条件を満たすことを示すことができる場合に限り、治療目的使用に係る除外措置を許与されることができる。

(a)　禁止される物質又は禁止される方法が、関連する臨床医学上の証拠による裏付けをもって、診断された疾患を治療するために必要であること。

4.2(a)の規定に関する注釈禁止される物質又は禁止される方法の使用は、治療自体ではなく必要な診断調査の一部である可能性がある。

(b)　禁止される物質又は禁止される方法を治療目的のために使用することが、蓋然性の均衡により、疾患の治療後に、競技者の通常の健康状態に回復することから予想されるもの以上に追加的に競技能力を向上させないこと。

4.2(b)の規定に関する注釈競技者の通常の健康状態は、個別に決定されることが必要である。特定の競技者の通常の健康状態とは、当該競技者が治療目的使用に係る除外措置を求める疾患がない場合の健康状態をいう。

(c)　禁止される物質又は禁止される方法が疾患に必要とされる治療であり、それに代わる、許可された適切な治療方法がないこと。

4.2(c)の規定に関する注釈医師は、選択した治療が最も適当であった理由を、例えば、経験、副作用の概要又はその他の医療的な正当性(適当な場合には、地理的に特有な医療実務及び薬物を利用することができる能力を含む。)に基づいて説明しなければならない。さらに、禁止される物質又は禁止される方法の使用前に、代替的な治療方法について試行錯誤することは必ずしも必要でない。

(d)　禁止される物質又は禁止される方法を使用する必要性が、治療目的使用に係る除外措置が許与される前に使用した物質又は方法であって、その使用時に禁止されていたものの使用の全部又は一部の結果ではないこと。

4.2の規定に関する注釈世界ドーピング防止機構のウエブサイトに掲載されている世界ドーピング防止機構の文書「治療目的使用に係る除外措置に関する医師のガイドライン」は、特定の疾患との関係において、この4.2に規定する基準の適用を支援するために利用されるべきである。

治療目的使用に係る除外措置の許与は、この4.2に規定する条件の検討のみに基づき行う。禁止される物質若しくは禁止される方法が臨床的に最も適当であるか否か、若しくは最も安全であるか否か、又は当該禁止される物質若しくは禁止される方法の使用が全ての権限において合法であるか否かについては、検討しない。

国際競技連盟又は主要な競技開催機関の治療目的使用に係る除外措置委員会が他のドーピング防止機関により許与された治療目的使用に係る除外措置を承認するか否かについての決定を行う場合(7 の規定参照)及び世界ドーピング防止機構が治療目的使用に係る除外措置を許与し、又は許与しないことの決定についての再審査を行う場合(8 の規定参照)には、その事案は、治療目的使用に係る除外措置委員会が 6 の規定に基づいて行う治療目的使用に係る除外措置の申請についての検討を行う場合と同じものとする(すなわち、競技者がこの 4.2 に規定するそれぞれの条件を満たすことを蓋然性の均衡により立証しているか否かについての検討を行う。)。

4.3　例外的な事情の下において、かっ、この治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準の他の規定にかかわらず、規範の目的を考慮し、遡及的な治療目的使用に係る除外措置を許与しないことが明らかに不公正である場合には、競技者は、禁止される物質又は禁止される方法の治療目的使用の遡及的な承認を申請し、かっ、許与されることができる。国際水準の競技者又は圏内水準の競技者については、ドーピング防止機関は、世界ドーピング防止機構の事前の承認(世界ドーピング防止機関は、自己の絶対的な裁量において、当該ドーピング防止機関の決定について同意し、又は拒否することができる。)がある場合に限り、この 4.3 の規定に従い、競技者の遡及的な治療目的使用に係る除外措置の申請を許与することができる。

国際水準の競技者又は圏内水準の競技者でない競技者については、関連するドーピング防止機関は、この 4.3 の規定に従い、先に世界ドーピング防止機構と協議をすることなく、競技者の遡及的な治療目的使用に係る除外措置の申請を許与することができる。ただし、世界ドーピング防止機構は、この 4.3 の規定に基づいて遡及的な治療目的使用に係る除外措置を許与するドーピング防止機関の決定をいつでも再審査することができ、かつ、自己の絶対的な裁量により、当該決定について同意し、又は取り消すことができる。

この 4.3 の規定に基づく世界ドーピング防止機構又はドーピング防止機関により行われた決定については、ドーピング防止規則に対する違反の防御手続、不服申立てその他の手段により異議を申し立てることはできない。

この 4.3 の規定に基づくドーピング防止機関の全ての決定は、治療目的使用に係る除外措置を許与するものであるか、拒否するものであるかを問わず、5.5 の規定に従い、ドーピング防止運用管理システムにより報告されなければならない。

4.3 の規定に関する注釈遡及的な承認は、2・に定める条件を満たしていない場合にも、4.3 の規定に基づいて許与されることができることが確認される(ただし、4.3 に定める条件を満たすことは関連する検討事項となる。)。その他関連する要因には、競技者が事前に申請しなかった理由、競技者の経験、競技者がドーピング管理書において物質又は方法の使用を通告したか否か及び競技者の治療目的使用に係る除外措置の最近の満了を含めることができる。世界ドーピング防止機構は、決定を行うに当たり、自己の裁量により、治療目的使用に係る除外措置委員会の委員と協議することができる。

5.0 ドーピング防止機関の治療目的使用に係る除外措置に関する任務

5.1　規範 4.4 の規定は、(a)いずれのドーピング防止機関が治療目的使用に係る除外措置の決定を行う権限を有するかについて、(b)当該治療目的使用に係る除外措置の決定が他のドーピング防止機関によりどのように承認され、及び尊重されるべきかについて及び川治療目的使用に係る除外措置の決定についての再審査又は不服申立てが行われる時期について特定する。

5.1 の規定に関する注釈規範 4.4 の重要な規定を要約した附属書一(規範 4.4 の規定のフローチャート)を参照。

検査の配分計画の立案(検査及び調査のための国際基準 4. の規定によるもの)において、国内政策の要件及び必要により圏内のドーピング防止機関が特定のスポーツを他のスポーツより優先する場合には、当該国内のドーピング防止機関は、一部又は全部の優先されないスポーツの競技者の治療目的使用に係る除外措置の事前の申請を拒否することができる。ただし、事後に検体を採取された当該競技者が遡及的な治療目的使用に係る除外措置を申請する場合には、許可しなければならない。圏内のドーピング防止機関は、影響を受ける競技者の利益のため、このような政策を自己のウエブサイト上に公表すべきである。

規範 4.4.2 の規定は、国際水準の競技者でない競技者に関し治療目的使用に係る除外措置の決定を行う国内

のドーピング防止機関の権限を明記する。国際水準の競技者でない競技者の治療目的使用に係る除外措置の申請をいずれの国内のドーピング防止機関が取り扱うべきかについて争いとなっている場合には、世界ドーピング防止機構が決定を行う。この決定は、最終的なものであり、不服申立ての対象とはならない。

5.2　国内のドーピング防止機関が競技者に対し治療目的使用に係る除外措置を許与する場合には、当該治療目的使用に係る除外措置は、世界的に国内的な段階において効力を有すること及び7.0の規定に基づいて他の圏内のドーピング防止機関によって正式に承認されたものである必要はないことが確認される。例えば、競技者が自国の国内のドーピング防止機関により治療目的使用に係る除外措置を許与され、その後、他の国内のドーピング防止機関の所在国において訓練又は競技を行う場合、その時に当該競技者が当該他の国内のドーピング防止機関による検査を受ける場合には、当該治療目的使用に係る除外措置は、効力を有する。

5.3　国内のドーピング防止機関、国際競技連盟及び主要な競技会開催機関は、治療目的使用に係る除外措置の許与又は承認のための申請が4.2に規定する条件を満たしているかについて検討するため、治療目的使用に係る除外措置委員会を設置しなければならない。

5.3の規定に関する注釈4.1及び4.3に定める条件を満たしているかどうかは、関連するドーピング防止機関が治療目的使用に係る除外措置委員会の委員と協議の上、決定することがでさることが確認される。

主要な競技会開催機関は、既存の治療目的使用に係る除外措置を自動的に承認することを選択することができるが、必要が生ずる場合には、競技会に参加する競技者が新規の治療目的使用に係る除外措置を得るための仕組みを設けなければならない。この目的のため、自己の治療目的使用に係る除外措置委員会を設けるか、又は第三者との聞の合意によりその任務を外部に委託するかについては、それぞれの主要な競技会開催機関によるものとする。いずれの場合においても、その目的は、当該競技会において競技を行う競技者が競技に先立ち治療目的使用に係る除外措置を迅速かつ効率的に得ることができるよう確保されるものとする。

(a)　治療目的使用に係る除外措置委員会には、競技者の処置及び治療に関する経験を有し、かつ、臨床医学、スポーツ医学及び運動医学の適正な知識を有する少なくとも三人以上の医師を含めるべきである。特定の専門知識が要求される場合(例えば、障害のある競技者については、禁止される物質又は禁止される方法が当該競技者の障害に関連する場合)には、少なくとも一人の治療目的使用に係る除外措置委員会の委員又は専門家は、当該専門知識を有するべきである。一人の医師の委員は、治療目的使用に係る除外措置委員会の長として活動するべきである。

(b)　決定の公平性を確保するため、治療目的使用に係る除外措置委員会の全ての委員は、利害関係がないこと及び秘密保持に関する宣言に署名しなければならない(この宣言のひな形は、世界ドーピング防止機構のウエブサイトにおいて入手することができる。)。

5.4　国内のドーピング防止機関、国際競技連盟及び主要な競技会開催機関は、この国際基準の要件を遵守する治療目的使用に係る除外措置について、白己の治療目的使用に係る除外措置委員会への申請に係る明確な手続を定めなければならないものとし、少なくとも当該手続に係る情報を自己のウエブサイト上の目につきやすい場所に掲載し、及び世界ドーピング防止機構に送付することにより、当該手続の詳細を公表しなければならない。世界ドーピング防止機構は、自己のウエブサイトにおいて当該情報を再公表することができる。

5.5　国内のドーピング防止機関、国際競技連盟及び主要な競技会開催機関は、自己の治療目的使用に係る除外措置委員会による治療目的使用に係る除外措置の許与又は拒否に関する全ての決定及び他のドーピング防止機関による治療目的使用に係る除外措置の決定の承認又は承認しないことに関する全ての決定について、ドーピング防止運用管理システムにより、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも当該決定の受領時から二十一日以内に速やかに報告しなければならない(英語又はフランス語によるものとする。)。治療目的使用に係る除外措置を拒否する決定には、その理由についての説明を含める。報告される許与された治療目的使用に係る除外措置に関する情報には、次の事項を含める(英語又はフランス語によるものとする。)。

(a)　競技者が4.1の規定に基づき遡及して治療目的使用に係る除外措置を申請することが許可されたか否か及びその理由についての説明又は競技者が;の規定に基づき遡及して治療目的使用に係る除外措置を申請することが許可され、かつ、当該治療目的使用に係る除外措置が許与されたか否か及びその理由についての説明

(b)　承認された物質又は方法、許可された投与の用量、頻度、経路、治療目的使用に係る除外措置の期間(治療目的使用に係る除外措置の期間と異なる場合には処方された治療の期間)及び治療目的使用に係る除外措置に関連して課される条件

(c)　治療目的使用に係る除外措置の申請書及び関連する臨床医学上の情報であって、当該治療目的使用に係る除外措置が 4.2 の規定の条件を満たしていることを証明するもの(世界ドーピング防止機構、競技者の圏内のドーピング防止機関及び国際競技連盟並びに当該競技者が競技への参加を希望する競技会を主催する主要な競技会開催機関のみが入手することができるもの)

5.5 の規定に関する注釈治療目的使用に係る除外措置の申請書は、ドーピング防止機関によって他の言語に翻訳することができるが、申請書の英語又はフランス語による原文については、当該申請書に残しておかなければならず、また、当該申請書の内容の英語又はフランス語による翻訳を提供しなければならない。

全ての治療の記録(診断検査、試験所の結果及び数値を含む。)は、提出されなければならないが、英語又はフランス語に翻訳される必要はない。ただし、全ての重要な情報(重要な診断検査を含む。)の翻訳された概要は、診断を明確に証明する十分な情報を付して、ドーピング防止運用管理システムに入力されなければならない。当該概要は、医学的情報を適切に理解し、及び要約するため、医師その他適切な医療の知識を有する者が作成することが強く提案される。一層詳細かつ完全な翻訳文は、関連するドーピング防止機関又は世界ドーピング防止機構からの要請に基づき、要求されることがある。

5.6　国内のドーピング防止機関が競技者に対し治療目的使用に係る除外措置を許与する場合には、当該国内のドーピング防止機関は、当該競技者に(a)当該治療目的使用に係る除外措置が国内においてのみ効力を有すること及び(b)当該競技者が国際水準の競技者となり、又は国際的な競技会において競技を行うときは、7.0 の規定に従い関連する国際競技連盟又は主要な競技会開催機関によって承認されない限り、当該治療目的使用に係る除外措置が効力を有しないことについて書面による警告を行わなければならない。その後は、国内のドーピング防止機関は、当該競技者が国際競技連盟又は主要な競技会開催機関の承認のために治療目的使用に係る除外措置を提出する必要がある時期を決定するに当たり、当該競技者を支援すべきであり、承認手続において当該競技者を指導し、及び支援すべきである。

5.7　国際競技連盟及び主要な競技開催機関は、(1)当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に対して治療目的使用に係る除外措置の申請を行う必要のある自己の権限の下にある競技者及びその申請の時期、(2)7.1(a)の規定に従い、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関が当該申請の代わりに自動的に承認する他のドーピング防止機関による治療目的使用に係る除外措置の決定並びに(3)7.1(b)の規定に従い、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に承認のために提出されなければならない他のドーピング防止機関による治療目的使用に係る除外措置の決定を明確に規定する通知を公表し、及び、これを常に最新のものとしなければならない。当該通知は、少なくとも自己のウエブサイト上の目につきゃすい場所に掲載し、及び世界ドーピング防止機構に送付するものとする。

5.8　国内のドーピング防止機関が、競技者に対して治療目的使用に係る除外措置を許与し、かつ、当該競技者が事後に国際水準の競技者となり、又は国際的な競技会において競技を行う場合には、当該治療目的使用に係る除外措置は、7.0 の規定に従い関連する国際競技連盟が当該治療目的使用に係る除外措置を承認しない限り、効力を有しない。国際競技連盟が、競技者に対して治療目的使用に係る除外措置を許与し、当該競技者が関連する主要な競技会開催機関が開催した国際的な競技会において競技を行う場合には、当該治療目的使用に係る除外措置は、7.0 の規定に従い関連する主要な競技会開催機関が当該治療目的使用に係る除外措置を承認しない限り、効力を有しない。その結果として、当該国際競技連盟又は該当する場合には主要な競技会開催機関が当該治療目的使用に係る除外措置を承認しない場合には、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に関連する当該治療目的使用に係る除外措置において言及された禁止される物質又は禁止される方法の存在、使用、所持又は投与について、当該治療目的使用に係る除外措置を根拠として認めることはできない(ただし、競技者の再審査及び不服申立ての権利に従うことを条件とする。)。

6.0　治療目的使用に係る除外措置の申請手続

6.1　治療目的使用に係る除外措置を必要とする競技者は、できる限り速やかに申請すべきである。競技会におい

てのみ禁止される物質については、当該競技者は、緊急又は例外的な事態を除くほか、次に参加する競技会の少なくとも三十日前までに治療目的使用に係る除外措置を申請すべきである。

6.２　当該競技者は、提供された治療目的使用に係る除外措置の申請書を使用して、自国のドーピング防止機関、当該競技者が属する国際競技連盟又は適当な場合には主要な競技会開催機関に申請すべきである。ドーピング防止機関は、競技者に使用させるべき申請書を自己のウエブサイトから入手することができるようにする。当該申請書は、世界ドーピング防止機構のウエブサイトにおいて利用可能な「治療目的使用に係る除外措置申請様式」のひな形に基づくものでなければならない。ド１ピング防止機関は、追加的な情報を要求するため当該ひな形を修正することができるが、いかなる欄又は項目も、削除することができない。

6.２の規定に関する注釈特定の状況において、競技者がどの国内のドーピング防止機関に対して治療目的使用に係る除外措置を申請すべきか知ることができない場合がある。この場合において、当該競技者は、自己が競技を行うスポーツ団体（又は自己が構成員若しくは免許所持者であるもの）の所在する国の国内のドーピング防止機関の規則に従って、自己が当該国内のドーピング防止機関の治療目的使用に係る除外措置の権限に該当するかを決定するため、当該国内のドーピング防止機関と協議すべきである。

当該国内のドーピング防止機関が、当該競技者が自己の治療目的使用に係る除外措置の権限に該当しないことを理由として当該治療目的使用に係る除外措置の申請の評価を拒否する場合には、当該競技者は、居住国（自己が競技を行うスポーツ団体の所在する固と異なる場合）の国内のドーピング防止機関のドーピング防止規則を利用すべきである。

当該競技者が、当該居住国の圏内のドーピング防止機関の治療目的使用に係る除外措置についての権限にもなお該当しない場合には、当該競技者は、市民権を有する国（当該競技者が競技を行う国又は居住する固と異なる場合）の国内のドーピング防止機関のドーピング防止規則を利用すべきである。

競技者は、当該国内のドーピング防止機関が治療目的使用に係る除外措置についての権限を有するかどうかを判断するに当たり、前記の圏内のドーピング防止機関のいずれかに連絡することができる。前記のいずれの国内のドーピング防止機関も治療目的使用に係る除外措置について権限を有さない場合であって、違反の疑われる分析結果がある場合には、当該競技者は、通常、検査結果を管理する権限を有するドーピング防止機関から遡及的な治療目的使用に係る除外措置を申請することが許可されるべきである。世界ドーピング防止機構のウエブサイト（医療関係部門）における「申請先」の概要のフローチャートを参照。

6.3　競技者は、同一の疾患に対する同一の禁止される物質又は禁止される方法の使用について、二以上のドーピング防止機関に対して治療目的使用に係る除外措置を申請することはできない。また、競技者は、同一の疾患に対する同一の禁止される物質又は禁止される方法の使用について、同時に二以上の治療目的使用に係る除外措置を有することはできない（当該新規の治療目的使用に係る除外措置は、従前の治療目的使用に係る除外措置に優先するものとし、当該従前の治療目的使用に係る除外措置は、関連するドーピング防止機関によって取り消されるべきである。）。__

6.４　競技者は、関連するドーピング防止機関による別段の定めがある場合を除くほか、ドーピング防止運用管理システムにより、治療目的使用に係る除外措置の申請書を当該ドーピング防止機関に提出すべきである。当該申請書には、治療する医師が署名し、並びに包括的な病歴（可能な場合には、最初の診断を行った医師による記録を含む。）並びにこの申請に関連する全ての検査、試験所の調査及び画像検査の結果を添付しなければならない。

6.４の規定に関する注釈診断及び治療に関連して提出される情報については、世界ドーピング防止機構のウエブサイトに掲載される世界ドーピング防止機構の関連文書を指針とすべきである。

6.5　競技者は、治療目的使用に係る除外措置の申請書並びにその申請を裏付けるために提出した全ての資料及び情報についての不備のない写しを保管すべきである。

6.6　治療目的使用に係る除外措置の申請は、全ての関係書類が添付された適切かつ不備のない申請書を受領した後にのみ、治療目的使用に係る除外措置委員会により検討される。不備のある申請書は、不備の補正及び再提出のため、競技者に差し戻される。

6.7　治療目的使用に係る除外措置委員会は、競技者の申請を検討するため、当該競技者又は当該競技者の医師に

対し、追加的な情報、検査若しくは画像検査又は必要と認めるその他の情報を要求することができる。当該委員会は、適当と認める場合には、他の医療の専門家又は科学の専門家の支援を求めることができる。

6.8　競技者が治療目的使用の除外措置を申請し、及び治療目的使用に係る除外措置委員会の要求により当該申請を補足するために生ずる費用は、当該競技者が責任を負う。

6.9　治療目的使用に係る除外措置委員会は、できる限り速やかに、通常（すなわち、例外的な事情によらない限り）、不備のない申請の受領の後二十一日以内に、申請を許与するか否かを決定する。
治療目的使用に係る除外措置の申請が競技会前の合理的な期間内に行われた場合には、当該委員会は、当該競技会の開始前に決定を行うため最善の努力を払わなければならない。

6.10　治療目的使用に係る除外措置委員会の決定については、Jの規定に従い、書面により競技者に通知しなければならず、かつ、ドーピング防止運用管理システムにより、世界ドーピング防止機構その他のドーピング防止機関が入手することができるようにしなければならない。

6.11　治療目的使用に係る除外措置には、治療目的使用に係る除外措置委員会が決定する特定の有効期間があり、当該有効期間の終了する時に当該治療目的使用に係る除外措置は、自動的に満了する。
競技者は、禁止される物質又は禁止される方法を有効期間の満了後も継続して使用する必要がある場合には、新規の治療目的使用に係る除外措置のための申請を当該有効期間の満了前に決定するために十分な時間があるよう、当該有効期間の満了前に十分な余裕をもって提出しなければならない。

6.11 の規定に関する注釈有効期間については、適当な場合には、世界ドーピング防止機構の文書「治療目的使用に係る除外措置に関する医師のガイドライン」を指針とすべきである。

6.12　競技者が治療目的使用に係る除外措置を許与したドーピング防止機関が課する要件又は条件を速やかに遵守しない場合には、当該治療目的使用に係る除外措置は、有効期間の満了前に取り消される。また、世界ドーピング防止機構による再審査又は不服申立てに基づき、治療目的使用に係る除外措置を取り消すこともできる。

6.13　禁止される物質の治療目的使用に係る除外措置が有効期間を満了し、又は撤回され若しくは取り消された直後に違反の疑われる分析結果が出た場合には、違反の疑われる分析結果の最初の検討を行ったドーピング防止機関は、検査結果の管理に関する国際基準 5.1.1.1 の規定に従い、この結果が当該治療目的使用に係る除外措置の有効期間の満了又は撤回若しくは取消し前の当該禁止される物質の使用と合致するか否かについて検討する。合致する場合においては、当該使用（及び競技者の検体における当該禁止される物質の存在）は、ドーピング防止規則に対する違反とならない。

6.14　治療目的使用に係る除外措置が許与された後、競技者が禁止される物質又は禁止される方法の投与について当該治療目的使用に係る除外措置において特定された用量、頻度、経路又は期間と著しく異なる用量、頻度、経路又は期間を必要とする場合には、当該競技者は、関連するドーピング防止機関に連絡しなければならず、当該関連するドーピング防止機関は、当該競技者が新規の治療目的使用に係る除外措置を申請する必要があるか否かを決定する。禁止される物質又は禁止される方法の存在、使用、所持又は投与が許与された治療目的使用に係る除外措置の条件と合致しない場合には、競技者が当該治療目的使用に係る除外措置を有しているという事実は、ドーピング防止規則に対する違反という結果を妨げるものではない。

6.14 の規定に関する注釈用量は、特定の疾患については、特に治療計画の確立の初期の段階において又はインスリンに依存する糖尿病等の条件によって変動する可能性があることが認められる。そのような変動の可能性については、治療目的使用に係る除外措置において考慮されるべきである。ただし、治療目的使用に係る除外措置において考慮されていない変更がある場合には、競技者は、新規の治療目的使用に係る除外措置が必要か否かについて決定するため、関連するドーピング防止機関に連絡しなければならない。

7.0 治療目的使用に係る除外措置の承認手続

7.1　規範 4.4 の規定は、ドーピング防止機関に対し、他のドーピング防止機関により許与された 4.2 に規定する条件を満たす治療目的使用に係る除外措置を承認するよう求める。したがって、国際競技連盟又は主要な競技会開催機関の治療目的使用に係る除外措置の要件の対象となる競技者が既に治療目的使用に係る除外措置を有している場合には、当該競技者は、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に新規の治療目的に係る除外措置の申請を提出すべきではない。代わりに、次の方法を行うこともできる。

(a)　当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関は、治療目的使用に係る除外措置の決定が 5.5 の規定に従って報告される場合には、規範 4.4 の規定(又は治療目的使用に係る除外措置の決定の特定の分類、例えば、特定のドーピング防止機関により行われたもの若しくは特定の禁止される物質に関連するもの)に従って行われた当該治療目的使用に係る除外措置の決定を自動的に承認する通知を公表することができる。治療目的使用に係る除外措置が許与された時に当該競技者の治療目的使用に係る除外措置がこの方法により自動的に承認された治療目的使用に係る除外措置に分類される場合には、当該競技者は、追加的な行動をとる必要はない。

7.1(a)の規定に関する注釈競技者の負担を軽減するため、5.5 の規定に従って既にドーピング防止に運用管理システムにおいて報告された治療目的使用に係る除外措置の決定を自動的に承認することが強く奨励される。国際競技連盟又は主要な競技会開催者がそのような決定の全てを自動的に承認するという意思を有しない場合においても、例えば、ドーピング防止機関(治療目的使用に係る除外措置に関するその決定が当該国際競技連盟又は主要な競技会開催者により自動的に承認されるもの)の一覧表又は当該国際競技連盟又は主要な競技会開催者が治療目的使用に係る除外措置を自動的に承認する禁止される物質の一覧表を公表し、これを常に最新のものとすることにより、できる限り多数のそのような決定を自動的に承認すべきである。公表は、5.4 に規定する方法と同一の方法によるべきである(すなわち、通知は、国際競技連盟のウエブサイトに掲載され、並びに世界ドーピング防止機構及び国内のドーピング防止機関に送付されるべきである。)。

(b)　自動的な承認が行われない場合には、競技者は、ドーピング防止運用管理システム又は国際競技連盟若しくは関係する主要な競技会開催機関により別段の指定に基づく方法により、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に対し、治療目的使用に係る除外措置の承認の要請を行う。当該要請には、当該治療目的使用に係る除外措置及びその申請書の原本の写し並びに6.4の規定を参照して裏付けとなる資料を添付すべきである(当該治療目的使用に係る除外措置を許与したドーピング防止機関が、ドーピング防止運用管理システムにより、5.5 の規定に従い、当該治療目的使用に係る除外措置及び裏付けとなる資料を既に入手することができるようにしている場合を除く。)。

7.2　治療目的使用に係る除外措置の承認についての不備のある申請は、不備を補正し、再提出するために競技者に差し戻される。また、治療目的使用に係る除外措置委員会は、当該治療目的使用に係る除外措置の承認についての競技者の要請を検討するため、当該競技者又は当該競技者の医師から追加的な情報、検査若しくは画像検査又は必要と認める場合にはその他の情報を要求することができる。また、当該委員会は、適当と認める場合には、他の医療の専門家又は科学の専門家の支援を求めることができる。

7.3　競技者による治療目的使用の除外措置の承認の要請及び治療目的使用に係る除外措置委員会の要求により当該要請を補足するために生ずる費用は、当該競技者が責任を負う。

7.4　治療目的使用に係る除外措置委員会は、できる限り速やかに、通常(すなわち、例外的な事情によらない限り)、承認に係る不備のない要請の受領の後二十一日以内に、治療目的使用の除外措置を承認するか否かについて決定する。当該要請が競技会前の合理的な期間内に行われた場合には、当該委員会は、当該競技会の開始前に決定を行うため最善の努力を払わなければならない。

7.5　治療目的使用に係る除外措置委員会の決定については、書面により競技者に通知し、かつ、ドーピング防止運用管理システムにより、世界ドーピング防止機構その他のドーピング防止機関が入手することができるようにする。治療目的使用に係る除外措置を承認しない決定には、その理由についての説明を含めなければならない。

7.6　国際競技連盟は、国際水準の競技者でない競技者を検査することを選択する場合には、当該国際競技連盟は、当該競技者 5.8 及び 7.0 の規定に従って(すなわち、当該競技者が国際的な競技会において競技を行っていることを理由とする。)治療目的使用に係る除外措置の承認を中請する必要がない限り、当該競技者の国内のドーピング防止機関により許与された治療目的使用に係る除外措置を承認しなければならない。

8.0　治療目的使用に係る除外措置の決定についての世界ドーピング防止機構による再審査

8.1　規範 4.4.6 の規定は、世界ドーピング防止機構が、それぞれの治療目的使用に係る除外措置の決定の 4.1

及び4.2に規定する条件の遵守について判断するため、特定の場合には国際競技連盟による治療目的使用に係る除外措置の決定を再審査しなければならないこと、及びその他の治療目的使用に係る除外措置の決定を再審査することができることを定める。4.2に規定する条件に関連して、世界ドーピング防止機構は、これらの再審査を行うため、5.3に規定する要件を満たす世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会を設置する。4.1に規定する条件に関連して、これらの条件については、世界ドーピング防止機構が再審査することができる(世界ドーピング防止機構は、自己の裁量により、問機構の治療目的使用に係る除外措置委員会の委員と協議することができる。)。

8.2　再審査の要請は、書面により世界ドーピング防止機構に提出されなければならず、並びに当該要請には、世界ドーピング防止機構が定めた申請手数料の支払を伴い、及び6.4に規定する全ての情報(治療目的使用に係る除外措置の承認の拒否に係る再審査の場合には、当該治療目的使用に係る除外措置の申請書の原本に関して競技者が提出した全ての情報)の写しを添付しなければならない。

再審査の対象となる決定を行ったドーピング防止機関及び競技者(当該競技者が再審査を要請していない場合に限る。)に対し、その要請の写しが提供されなければならない。

8.3　世界ドーピング防止機構が再審査を行う義務を負わない治療目的使用に係る除外措置の決定についての再審査の要請の場合には、世界ドーピング防止機構は、要請の受領の後できる限り速やかに、治療目的使用に係る除外措置の決定を再審査するか否かについて、競技者に通知する。治療目的使用に係る除外措置の決定を再審査しないとの世界ドーピング防止機構による決定は、最終的なものとし、不服申立てを行うことができない。ただし、規範4.4.7の規定に従い、治療目的使用に係る除外措置の決定は、引き続き不服申立ての対象とすることができる。

8.4　世界ドーピング防止機構は、国際競技連盟による治療目的使用に係る除外措置の決定であって、世界ドーピング防止機構が再審査を行う義務を負うものについての再審査の要請の場合には、(a)明確化(例えば、当該決定において理由が明示されていないとき。)のため又は(b)国際競技連盟による再検討(例えば、医療的な検査又は4.4.7に規定する条件を満たすことを証明するために要求されるその他の情報の欠如のみを理由として治療目的使用に係る除外措置が拒否されたとき。)のため、当該決定を国際競技連盟に再付託することができる。

8.4の規定の注釈国際競技連盟が、4.2に規定する条件を満たすことを証明するために要求される医療的な検査又はその他の情報の欠如のみを理由として国内のドーピング防止機関により許与された治療目的使用に係る除外措置の承認を拒否する場合には、当該問題については、世界ドーピング防止機構に付託すべきでない。代わりに、書類を記入し、国際競技連盟に再提出すべきである。

8.5　再審査の要請が世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会に付託される場合には、同委員会は、ドーピング防止機関若しくは競技者に対し、6.7に規定する更なる検査を含む追加的な情報を求めることができ、又は適当と認める場合には、他の医療の専門家若しくは科学の専門家の支援を得ることができる。

8.6　世界ドーピング防止機構は,

4.1及び4.2に規定する条件が適用される場合には、当該条件を遵守しない治療目的使用に係る除外措置の許与を取り消す。取り消された治療目的使用に係る除外措置が不遡及的な治療目的使用に係る除外措置(遡及的な治療目的使用に係る除外措置ではないもの)である場合には、その取消しは、世界ドーピング防止機構により特定された日に効力を生ずる(この日は、世界ドーピング防止機構による競技者への通知の日よりも早い日であってはならない。)。当該取消しは、遡及して適用してはならないものとし、当該通知に先立つ競技者の成績は、失効しない。ただし、取り消された治療目的使用に係る除外措置が遡及的な治療目的使用に係る除外措置である場合には、その取消しも、遡及的なものとする。

8.7　世界ドーピング防止機構は、4.1及び4.2に規定する条件が適用される場合には、当該条件を満たすときは、治療目的使用に係る除外措置の承認の拒否を取り消す(すなわち、同委員会が治療目的使用に係る除外措置を許与する。)。

8.8　世界ドーピング防止機構が規範4.4.3の規定に従い同委員会に付託された国際競技連盟の決定の再審査(すなわち、義務的な再審査)を行う場合には、同委員会は、当該再審査を「失う」いずれかのドーピング防止機関(すなわち、その見解を同委員会が支持しないドーピング防止機関)に対し、(a)該当する場合には、世界ド

ーピング防止機構に決定を付託した当事者に対して申請手数料を償還すること又は(b)当該再審査に関し、世界ドーピング防止機構が要する費用であって、申請手数料により賄われないものを支払うことを要求することができる。

8.9　世界ドーピング防止機構が、世界ドーピング防止機構が自己の裁量において再審査の決定を行つた治療目的使用に係る除外措置の決定を取り消す場合には、世界ドーピング防止機構は、当該決定を行ったドーピング防止機関に対し、再審査に関して世界ドーピング防止機構が要した費用を支払うよう要求することができる。

8.10　世界ドーピング防止機構は、該当する場合には、競技者、当該競技者の国内のドーピング防止機関並びに国際競技連盟及び該当する場合には主要な競技会開催機関に対し、世界ドーピング防止機構の治療目使用に係る除外措置委員会による理由を示した決定を迅速に通報する。

9.0　情報の秘密性の保持

9.1　ドーピング防止機関による治療目的使用に係る除外措置に関する手続における個人情報の処理については、プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準を遵守する。ドーピング防止機関は、プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準並びに関係法令に従い、当該処理についての有効な法的権限又は法的根拠を有することを確保する。

9.２　ドーピング防止機関は、競技者の治療目的使用に係る除外措置の許与又は承認の申請に関連して、プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準Jの規定に従い、競技者に対し、次の情報及びその他の関連情報を書面により通報する。

(a)　申請に係る全ての情報が、この国際基準に基づき書類を再審査する権限を有する全ての治療目的使用に係る除外措置委員会の委員及び、必要に応じて、他の独立した医療の専門家又は科学の専門家並びに治療目的使用に係る除外措置の申請書の運用、審査又は不服申立てに関与する全ての必要とされる職員(世界ドーピング防止機構の職員を含む。)に送付されること。

(b)　競技者が、関連する治療目的使用に係る除外措置委員会が自己の申請を検討し、及び決定するために必要と認める健康上の情報を、自己の医師に対し、当該治療目的使用に係る除外措置委員会に対して要請により公表することについて許可を与えなければならないこと。

(c)　申請に関する決定を競技者の検査を行う権限又は検査結果を管理する権限を有する全てのドーピング防止機関が入手することができるようにすること。

9.2 の規定に関する注釈ドーピング防止機関が治療目的使用に係る除外措置に関する手続に関連して、個人情報の処理への競技者の同意に依拠している場合には、治療目的使用に係る除外措置の許与又は承認を申請する競技者は、前記の個人情報の処理に対する書面による及び明示の同意を提出する。

9.3　治療目的使用に係る除外措置の申請については、厳格な医学上の秘密性の保持の原則に従って取り扱う。全ての関連する治療目的使用に係る除外措置委員会の委員、助言を与える独立した専門家及びドーピング防止機関の関係する職員は、手続に関連するその全ての活動を厳格に秘密のものとして行うものとし、かつ、適当な秘密保持に関する合意文書に署名する。これらの者は、特に、次の情報の秘密性を保持する。

(a)　競技者及びその治療に関与する医師から提供された全ての医学的な情報

(b)　申請の詳細な情報(当該申請の手続に関与する医師の氏名を含む。)

9.4　競技者は、当該競技者に代わって健康に関する情報を得るための治療目的使用に係る除外措置委員会の権利を取り消すことを希望する場合には、当該競技者の医師に対しその取消しを書面により通知する。ただし、当該取消しの結果として、当該競技者の治療目的使用に係る除外措置又は既存の治療目的使用に係る除外措置の承認の申請は、許与又は承認されることなく取り下げられたものとみなすものとする。

9.5　ドーピング防止機関は、競技者により提出された情報であって、治療目的使用に係る除外措置の申請を評価するため当該申請に関連するもの並びにドーピング防止規則の違反の可能性についての調査及び手続との関係におけるもののみを使用する。

********** 以上 **********